

県茨筑)付 道城波並替 野県郡び工 田守谷に事 牛谷和こに 久市原れ係 線松村にる 改並大伴認 築字字う定 工相成村理 事野瀬道由 (谷字及に 都地成びつ 市内瀬農い 軸か地業て 道ら内用 路同ま水 路・県で路

- 第 1 起業者の名称 茨城県
- 第 2 事業の種類・茨城谷れに 茨城県和に 国道守原伴 野谷村う 田市大村 牛松字道 久並成及 線字瀬び 改相字農 築野成業 工谷瀬用 事地水 路内路 (都かま付
- 第 3 起業者の部分、及び 茨城県守谷市松並字相野谷、 字相野谷堤下及び 字古天 字古子 字及台 市及び地 松字内 並沼 字崎並 相並 野びに 谷、 赤

に つ い て
本 件 事 業 の う ち 、 県 道 野 田 牛 久 線 改 築 工 事
(以 下 「 本 体 工 事 」 と い う 。) は 、 道 路 法 (道
昭 和 2 7 年 法 律 第 1 8 0 号) 第 3 条 第 3 号 の 都 道
府 県 道 第 1 号 に 関 する 工 事 道 路 法 に よ る 道 路 に 関 する
条 事 業 に 該 当 する 。
ま た 、 本 体 工 事 の 施 工 に よ り 遮 断 さ れ る 村
道 及 び 農 業 用 水 路 の 機 能 を 維 持 す る た め の 付
替 工 事 (以 下 「 関 連 工 事 」 と い う 。) に つ い 条
第 4 号 の 市 町 村 道 に 関 する 工 事 第 1 号 に 掲 げ る
工 事 業 に 該 当 し 、 農 業 用 水 路 付 替 工 事 置 する
5 号 に 掲 げ る 事 業 に 該 当 する 公 共 団 体 等 が 設 置 する 水

したがって、本件事業は、土地収用法第20
条第1号の要件を充足すると判断される。
2 土地収用法第20条第2号の要件への適合性
について
本件事業は、茨城県守谷市大柏字天神原地
内から同県筑波郡谷和原村大字成瀬字成瀬地
内までの延長5,230mの区間(以下「本件区
間」という。)を全区間とする県道野
田牛久線の改築事業であるところ、道路法第
15条において「都道府県道の管理は、その路
線の存する都道府県が行う。」とされてい
ることから、本件事業の起業者である茨城県は、
本件事業を施行する権能を有すると認められ
る。
したがって、本件事業は、土地収用法第20
条第2号の要件を充足すると判断される。

3 土地収用法第20条第3号の要件への適合性
について
(1) 申請事業の施行により得られる公共の利益
について
本件事業は、大都市地域における宅地開発
及び鉄道整備の一体的推進に関する特別
措置法（平成元年法律第61号）（以下「宅
鉄法」という。）に基づき、茨城県が平成
3年10月に重点地域として指定した守谷地
域と伊奈・谷和原地域（以下「宅鉄法の重
点地域」という。）を直接的に結ぶこと
に伴う交通需要の増大に対処するとして
主な目的として、県道野田牛久線を道路
造令（昭和45年政令第320号）第4種第1
級の規格に基づく4車線道路として改築す

なお、本件事業は平成6年3月17日に都市計画が決定され、事業計画と基本的に整合している。市の内容である。このことから、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

(2) 申請事業の施行により失われる利益について
本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）及び茨城県環境影響評価条例（平成11年茨城県条例第7号）等において定められているが、起業者である茨城県は、本件区間に及ぶその周辺の生活環境に配慮し、任意に大気汚染、騒音及び振動について環境影響

護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地は確認されていない。以上のことから、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 比較衡量

(1)で述べた得られる公共の利益と(2)で述べた失われる利益とを比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

(1) 申請事業を早期に施行する必要性

本件事業は、3(1)で述べたように、宅鉄法の重点地域の発展の推進及びこれに伴

い 増 大 す る 交 通 需 要 に 対 処 す る た め 、 で き
る だ け 早 期 に 安 全 か つ 円 滑 な る 交 通 の 確 保 を
図 る ま た 、 本 件 区 間 に 係 る 県 道 野 田 7 年 3 月 に
都 市 軸 道 路) は 、 茨 城 県 が 平 成 7 年 3 月 に 長
策 定 (平 成 1 2 年 1 2 月 改 定) し 南 地 域 の 総 合 的
期 総 合 市 交 通 体 系 道 路 と し て 整 備 す る も の と 骨
な 都 市 形 成 す る 道 路 と し て 整 備 す る も の と 骨
格 を 形 成 す る 道 路 と し て 整 備 す る も の と 骨
置 づ け 1 1 年 6 月 に 策 定 し た 「 茨 城 県 の こ れ か
平 成 の 道 路 整 備 計 画 」 に お い て も 、 活 力 あ る
ら 地 域 と し て 早 期 に 整 備 を 行 う こ と と さ れ て い
る 。
さ ら に 、 守 谷 市 が 平 成 1 4 年 3 月 に 策 定 し

本件事業に係る起業地の範囲は、道路構造令等に定められる規格外の範囲は、道路構造令等に認められる。また、収用の範囲は、本体工事及び関連工事から、収用恒久的に供されるものであつても合理的であるとして認められる。したがつて、本件事業は土地を収用する公益上の必要があるとして認められ、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5

結論
以上のとおり、本件事業は、土地収用法第20条各号の要件を充足すると判断されるため、土地収用法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

第 5 土地収用法第 26 条の 2 第 2 項の規定によ
る 図面の縦覧場所 茨城県守谷市役所
茨城県筑波郡伊奈町役場
茨城県筑波郡谷和原村役場